

6月1日～6月20日までの「大阪府社会福祉会館」の利用について

大阪府社会福祉会館

大阪府域に発出されています緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。

これに伴い、宣言期間中の大阪府社会福祉会館の利用については、下記のとおりとしますので、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【基本的事項】

①平日の利用

利用できる人数は、会議室定員の50%以内とします。(厳守)

座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。

②休日(土・日)の利用

主催者が業務上必要なものと判断したもので、かつ会議室定員の50%以内の利用とします。(厳守)

(具体例)・各種国家試験、資格試験

・業務上必要かつオンライン化や日程変更が困難な説明会、会議、研修、学会等

【一般的事項】

○マスクを必ず着用してください。

○入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を行い、その後もこまめに消毒してください。

○主催者は、必ず受付時に検温を実施してください。(検温器がない場合、会館で貸し出します。)

・37.5度以上の発熱がある人は、入館をお断りします。

○3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けてください。

・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空けるようにしてください。

・窓を開けるなどの換気を適宜行ってください。

○喫煙室(5階)の利用は、10名までとします。(厳守)

・向かい合っでの喫煙や、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止とします。

○大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ(COCOA)」のダウンロードをお願いします。

【主催者へのお願い】

・主催者は、予備マスクを用意するとともにフェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を講じてください。

・主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容を周知・徹底し、必ず遵守するよう指導してください。特に、喫煙室については、休憩時間に集中することやマスクをはずすことから、10名以内の利用、携帯電話、会話の禁止について、特に徹底していただくようお願いします。